

なごや子ども条例

目次

前文

第 1 章総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章子どもの権利（第 3 条―第 7 条）

第 3 章子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条―第 13 条）

第 4 章子どもに関する基本的な施策等（第 14 条―第 19 条）

第 5 章子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条―第 28 条）

第 6 章雑則（第 29 条）

附則

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じることで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になっていくことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民

族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第 2 章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利及び責任)

第 3 条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重するよう努めなければならない。

(安全に安心して生きる権利)

第 4 条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げること
を権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 年齢及び発達にふさわしい生活ができること。

(一人一人が尊重される権利)

第 5 条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げること
を権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(豊かに育つ権利)

第 6 条 子どもは、豊かに育つため、次に掲げingことを権利とし
て保障されなければならない。

- (1) 年齢及び発達に応じ、学び、遊び、及び休息することにより、
のびのびと育つこと。
- (2) 様々な人、自然及び社会並びに多彩な文化とのかかわりの中で、
他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(主体的に参加する権利)

第 7 条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参
加するため、その年齢及び発達に応じ、次に掲げingことを権利と
して保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を
受けられること。

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第 8 条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第 9 条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第 10 条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第 11 条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第 12 条 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第 14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づ

くり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
(子育て家庭の支援)

第 16 条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第 17 条 市は、前 3 条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第 18 条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究等)

第 19 条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるための広報活動を行うものとする。

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第 20 条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや

子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（実施状況等の公表等）

第 21 条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第 22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（なごや子ども・子育て支援協議会）

第 23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

（委任）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止）

3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附則

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員

に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

岩倉市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条～第7条）

第3章 子どもの権利を保障するための責務（第8条～第12条）

第4章 子どもに関する施策（第13条～第21条）

第5章 子どもの務め（第22条～第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。

子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見いだし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第 2 章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第 3 条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

第 4 条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
- (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

第 5 条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第 6 条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。

- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
 - (4) あらゆる差別を受けないこと。
 - (5) 愛情と理解を持って育まれること。
 - (6) 平和な環境で生活できること。
 - (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (参加する権利)

第 7 条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第 3 章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第 8 条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第 9 条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡を取り、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第 10 条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第 11 条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第 1 2 条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第 4 章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第 1 3 条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(権利救済委員)

第 1 4 条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3 人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2 年とします。

(子どものための場所の確保)

第 1 5 条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

(施設の活用)

第 1 6 条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(子育ての支援)

第 1 7 条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(子どもの参画の推進)

第 1 8 条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第 1 9 条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募

り、その見直しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第 20 条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、
1 1 月 20 日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む 1
週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中
学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発)

第 21 条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市
民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行
います。

第 5 章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第 22 条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚
し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重す
るよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第 23 条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害さ
れそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければならま
せん。

(平和への自覚)

第 24 条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向け
た平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければ
なりません。

第 6 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めま
す。

附 則

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の
規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

大垣市子育て支援条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの育成と子育て支援に関する役割（第 3 条-第 8 条）

第 3 章 推進体制等（第 9 条-第 12 条）

第 4 章 雑則（第 13 条）

附則

すべての子どもは、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在です。豊かな自然や、文教のまちとしての教育風土のもとで、子ども一人ひとりが健やかに育つことは、市民の願いです。その願いを実現するためには、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、具体的に行動することが大切です。ここに私たちは、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども（満 18 歳未満の者をいいます。以下同じ。）が健やかに育ち、安心して子育てができるまちを、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が連携・協働してつくりあげることを目的とします。

（基本理念）

第 2 条 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。

- (1) 子どもの幸せを第一に考え行動します。
- (2) 子どもの育成や子育て支援のため協働します。

第 2 章 子どもの育成と子育て支援に関する役割

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに連携・協働し、次のとおり取り組みます。

- (1) 心豊かで、笑顔があふれる子どもを育てます。
- (2) 安心して子育てができ、子育ての喜びが実感できる環境づくりを行います。

(家庭の役割)

第4条 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。
- (2) 子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。

(地域の役割)

第5条 地域は、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 家族で参加できる活動の場を提供する等、子どもや子育てに積極的にかかわりを持ちます。
- (2) みまもりや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりを行います。

(幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割)

第6条 幼保園・保育園・幼稚園・学校（以下「学校等」といいます。）は、次代を担う子どもを指導・支援することに加え、地域の交流拠点という重要な役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 保育者・教育者は、専門性を高めるとともに、学校等が連携し子どもを育てます。
- (2) 地域に開かれ、根ざした魅力ある園・学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもを育てます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する社会的使命があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 事業所で働く保護者が、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。
- (2) 子どもの育成や子育て支援に関する活動に協力します。

(市の役割)

第 8 条 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1)子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。
- (2)市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調整を行います。

第 3 章 推進体制等

(子育て支援計画)

第 9 条 市は、前条の役割を果たすため、子育て支援計画（以下「計画」といいます。）を策定するとともに、実施した施策の評価を行います。

- 2 市は、計画を定めるときや変更するときには、市民の意見を聴くとともに、その反映に努めます。

(子育て支援会議)

第 10 条 市が実施する子育て支援施策を推進するため、子育て支援会議（以下「支援会議」といいます。）を設置します。

(組織及び任期)

第 11 条 支援会議は、委員 15 人以内で組織します。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1)学識経験者
- (2)子育てに関し優れた識見を有する者
- (3)その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 4 委員は、再任することができます。

- 5 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(水都っ子ウィーク)

第 12 条 それぞれの役割・協働などに関し認識を深め、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちをつくりあげるために、水都っ子ウィークを設けます。

2 水都っ子ウィークは、8月2日から8月8日までの7日間とします。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第48号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第47号の次に次の1号を加える。

(48) 子育て支援会議委員

第5条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「第1条第60号」を「第1条第61号」に改める。

別表中「国民健康保険運営協議会委員」を

「子育て支援会議委員

国民健康保険運営協議会委員」に改める。